

事務連絡  
令和4年3月16日

関係団体の長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援について（依頼）

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）を改正し、別紙のとおり都道府県知事等宛て通知しました。

改正後の基本指針第5（1）キにおいて、「国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図ることとしています。

アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため休職等を余儀なくされ、時には職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。また、アレルギー疾患を有する者の保護者においては、定期的な通院の付き添いやアレルギー除去食の準備に時間がかかるなどといった理由から仕事が制限されるケースもあります。

これらの状況を鑑み、厚生労働省において、「アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」を作成し、アレルギー疾患に関する正しい情報を提供するためのウェブサイト「アレルギーポータル」において公開しているところです。

貴団体におかれましては、改正後の基本指針の趣旨を御了知いただくとともに、アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援のための取組に本マニュアルも御活用いただくよう、貴団体の関係者等に対する周知、協力方よろしくお願ひいたします。

○アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル

[https://allergyportal.jp/documents/allergy\\_ra\\_support\\_manual.pdf](https://allergyportal.jp/documents/allergy_ra_support_manual.pdf)

○アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

〈照会先〉

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塙本・中神

電話（代表）03-5253-1111（内）2291、2359

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第 11 条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第 5 (1)

キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図る。

健発0314第2号  
令和4年3月14日

各 都道府県知事  
市町村長  
特別区長 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について  
(通知)

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号。以下「法」という。）第11条第1項に基づき策定された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）については、同条第6項において、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、アレルギー疾患対策基本指針の一部を下記の通り改正し、告示の日（令和4年3月14日）から適用することとしたので、内容について御了知の上、法第5条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、地域の実情に基づき、管内市区町村、医療関係者、アレルギー疾患患者等及びその他の関係者と連携のうえ、より一層のアレルギー疾患対策の推進を図られるようお願いする。また、管内の関係団体、関係機関等に対し、改正内容の周知徹底をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第11条第6項の規定に基づき、アレルギー疾患対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

アレルギー疾患対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及について、両親学級等の機会を活用し、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことを明記する
  - ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保について、医療従事者として歯科医師及び管理栄養士を明記するほか、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成等について中心拠点病院及び都道府県拠点病院等の協力のもと推進すること、並びに「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく体制整備を行うことを明記する
  - ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究について、「免疫アレルギー疾患研究 10か年戦略」に基づき、患者の視点に立った研究を推進することを明記する
  - ・ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について、地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて実情を把握した上で、施策の策定及び実施に努めることを明記する
- 等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

### 第三 適用日

告示の日（令和4年3月14日）

以上